

2009年6月29日

Zenken通信 (vol. 40)

▽ 今回のお届け情報

Title: 富山県「調査基準価格を新モデルに見直し」

Outline

添付資料P1~2

○富山県は、低価格受注による品質低下や地域経済への影響懸念に配慮して、低入札価格調査制度における調査基準価格の設定基準等を新中央公契連モデルに準じて見直した。(6月25日以降の入札公告分から適用)

〔見直し内容〕

1. 調査基準価格の見直し

- | | |
|----------|--|
| (1) 設定範囲 | $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$ |
| (2) 算定式 | <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし |

《富山県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

北陸工業新聞
H21.6.26付

低入札価格調査基準価格	
現行	見直し後
【範囲】 予定価格の2/3から8.5/10	【範囲】 予定価格の7.0/10から9.0/10
【計算式】 ①直接工事費の額の95% ②共通仮設費の額の00% ③現場管理費の60% ④一般管理費の30%	【計算式】 ①直接工事費の額の95% ②共通仮設費の額の00% ③現場管理費の70% ④一般管理費の30%
合計額 $\times 1.05$	合計額 $\times 1.05$

県管 算定方式を見直し

低入札価格の調査基準

富山県土木部管理課は25日、「低入札価格調査」における算定方式を見直しする(同日以降)と公表した。今議会経済建設委員会では地域経済への影響懸念に配慮して、対象範囲を引き上げることとした。上表参照。

現行の予定価格の3分の2から10分の8・5とした範囲を見直し。予定価格の10分の7・0から10分の9・0へ変更。計算式では現場管理費を現行60%から70%へ引き上げる。金額的な流れに連動する。

このほか経済建設委では次の事業報告が行われた。臨港道路伏木外港1号線(伏木万葉大橋)が8月2日に供用開始。概要は高岡市伏木湊町・吉久1丁目事業延長1・5キロ(うち橋梁部610メートル、幅員14・5メートル)の橋梁部1・8キロ。事業期間は96～09年度。事業費約81億円。うち橋梁部約40億円。なお記念式は同日午前1時から、高岡市伏木湊町地内の現地。主催は富山県および伏木万葉大橋開通式実行委員会。伏木万葉大橋について、パルコニール4カ所にレリーフの万葉和歌を揮う。伏木万葉大橋から見える

景色を題材にした万葉和歌を地元中学の生徒が揮うとしている。左岸側2カ所には伏木中学校による「玉くしげ 二上山に鳴く鳥の 声の恋しき時はきにけり」【朝床に聞けばはるけし 射水河朝漕ぎしつ】 唱ふ舟人。右岸側2カ所は志賀野中学校による「東風いたく吹くらし 奈奥の海人の 釣りする小舟漕ぎ渡る見ゆ」【立山に降り置ける雲を 常夏に見れども飽かず 神からならし】。また親柱については、高岡市伏木万葉歴史館館長の小野寛氏が揮うとしている。

入札・契約制度の改正について

1 調査基準価格の引上げ

(1) 改正の内容

算 定 方 法	現 行	改 正 後
	① 直接工事費の額の 95% ② 共通仮設費の額の 90% ③ 現場管理費の <u>60%</u> ④ 一般管理費の 30% 合計額＝調査基準価格 ただし、合計額が、予定価格の <u>2/3</u> に満たない場合は予定価格の <u>2/3</u> の額を、予定価格の <u>8.5/10</u> を超える場合は予定価格の <u>8.5/10</u> の額を調査基準価格とする。	① 直接工事費の額の 95% ② 共通仮設費の額の 90% ③ 現場管理費の <u>70%</u> ④ 一般管理費の 30% 合計額＝調査基準価格 ただし、合計額が、予定価格の <u>7/10</u> に満たない場合は予定価格の <u>7/10</u> の額を、予定価格の <u>9/10</u> を超える場合は予定価格の <u>9/10</u> の額を調査基準価格とする。

(注) 「調査基準価格」とは、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合」をあらかじめ額として具体化したものです。

調査基準価格を下回る応札者があった場合（いわゆる低入札）であって、当該者の入札価格が富山県低入札価格調査実施要領（富山県のホームページに掲載）において定める失格基準に該当しなかったときは、同要領の規定に基づき、当該者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行い、最終的な落札者を決定します。

(2) 施行（適用）期日

平成 21 年 6 月 25 日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。